

小浜市 公共下水道事業 経営戦略

団 体 名 : 福井県 小浜市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成29年3月

計 画 期 間 : 平成28年度 ~ 平成37年度

小浜市 産業部 上下水道課

目 次

(公共下水道事業)

1 経営戦略策定の趣旨	1～2
2 小浜市下水道事業区域図	3
3 処理場の概要	4
4 普及・水洗化の推移	5
5 調定額・収納額・収納率の推移	6
6 有収率の推移	7
7 使用料の推移(一般家庭用)	8
8 起債償還額・残高の推移	9
9 事業概要	
(1)事業の現況、(2)民間活力の活用、(3)現状分析	10～12
10 経営の基本方針	13
11 投資・財政計画	13～16
12 事後検証、更新等	16
13 投資・財政計画表(収支計画表)	17～18
14 経営比較分析表	19
15 事業別下水道使用料 推移表(一般家庭用)	20
16 総括(基本方針・目標・取り組み)	21～22

1. 経営戦略策定の趣旨

下水道事業は、市民の環境衛生の向上および都市の健全な発達に寄与すると共に、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠かすことのできない根幹的事業です。

本市の下水道整備は、市街地区域の「公共下水道事業」、農村区域の「農業集落排水事業」、漁村区域の「漁業集落環境整備事業」、そして、その他の区域を合併浄化槽で順次整備を推進してきました。

平成 27 年度末における上記各下水道事業を併せた人口ベースによる普及率は 99.4%に達し、普及率向上に対する建設整備は概ね完了となります。今後の事業は、「建設工事」から「維持管理」へシフトし、将来にわたり安定・継続した下水道サービスを提供できるように、経営基盤の強化を図っていく必要があります。

現在の社会情勢は少子高齢化や人口減少、産業構造の変化等、著しく複雑多様化した状況となっています。このような社会情勢の中、本市では平成 27 年度に「まち・ひと・しごと創生 小浜市総合戦略」を策定し、「産業の振興、安定した雇用創出による働きやすいまち」・「定住人口の維持、交流人口の拡大による出会いのあるまち」・「若い世代の希望を実現し、次代を担う人を育むまち」・「誇りと愛着を持ち、安心して住み続けられるまち」を大きな柱として、第 5 次小浜市総合計画に掲げる『「夢、無限大」感動おばま』の実現へ向け、まちづくりに取り組んでいます。

下水道事業者としても、今後とも市民に安定・継続した下水道サービスを提供できるように、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図るため、事業の方向性を示す経営指針として、平成 28 年度から平成 37 年度までの10年間に渡る経営戦略を策定します。

策定に際しては、「投資支出」と「財源収入」の収支均衡バランスを図ると共に、経営状況の透明化に努める必要があります。

「投資支出」の根幹の一つである、各施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減、安全性および機能の健全化に対する計画について、公共下水道事業においては、平成 29 年度に「ストックマネジメント計画」策定を目標とし、順次、作業を始めています。また、農業集落排水事業においても、ストックマネジメント手法に基づく、「最適整備構想」策定に努め、将来的には公共下水道への統合も視野に入れた構想を検討しています。漁業集落環境整備事業においても、国庫補助等を活用したストックマネジメント手法に基づく、各施設の修繕・更新等の計画策定に努める必要があります。

「財源収入」の根幹の一つである「使用料」について、公共下水道事業は平成 28 年度から使用料単価を改正しており、今後も 5 年間程度の中期間で適正審議を実施し

ていく予定です。また、平成 32 年 4 月に地方公営企業法の適用を目指し、平成 28 年度から地方公営企業法を適用するための「基本計画」の策定に取り組み始めています。農業集落排水事業の使用料については、一部の施設において平成 29 年の夏季から使用料改正を予定しています。漁業集落環境整備事業の使用料については、同事業区域内において 2 種類に分類されている使用料単価の統一について検討していく必要があります。

このように、「長期的な経営予測をすること」、「収支均衡バランスを考慮すること」などが非常に困難な中で経営戦略を策定しているため、本経営戦略策定後も中期間で見直しを行い、PDCA サイクル(計画策定【Plan】・実施【Do】・検証【Check】・見直し【Action】)を働かせ、適正かつ効率的な事業経営を目指すことが必要となります。

3.処理場の概要

◆公共下水道事業

施設名	供用開始	供用開始後 年数	処理区域面積 ha	処理能力 m ³ /日	処理方式
小浜浄化センター	平成3年3月30日	26年	708.95	11,900	標準活性汚泥法

◆農業集落排水事業

事業図No.	施設名	供用開始	供用開始後 年数	処理区域面積 ha	処理能力 m ³ /日	処理方式
農①	太良庄	昭和63年4月1日	29年	10	102.6	接触曝気
農②	堅海	平成元年4月1日	28年	11	72.9	接触曝気嫌気ろ床
農③	甲ヶ崎	平成4年6月1日	25年	12	108	接触曝気嫌気ろ床
農④	宮川	平成6年8月1日	23年	65	253.8	接触曝気嫌気ろ床
農⑤	国富	平成10年4月1日	19年	48	486	オキシデーションデイツ
農⑥	松永	平成10年5月1日	19年	46	475.2	オキシデーションデイツ
農⑦	谷田部	平成13年4月1日	16年	11	141	接触曝気嫌気ろ床
農⑧	勢浜	平成14年6月1日	15年	12.2	192	回分式活性汚泥法
農⑨	口名田	平成14年10月1日 平成14年12月1日 平成15年4月1日	15年	52	432	回分式活性汚泥法
農⑩	加斗	平成14年12月1日	15年	68	613	回分式活性汚泥法
農⑪	中名田	平成18年2月1日	11年	61.4	484	回分式活性汚泥法
合計	11 処理場			396.6	3,360.5	

◆漁業集落環境整備事業

事業図No.	施設名	供用開始	供用開始後 年数	処理区域面積 ha	処理能力 m ³ /日	処理方式
漁①	阿納・犬熊	平成元年4月1日	28年	3.1	500	接触曝気
漁②	志積	平成元年4月1日	28年	0.8	51.6	接触曝気
漁③	矢代	平成2年4月1日	27年	1.4	80	接触曝気
漁④	泊	平成5年3月31日	24年	4.8	93.6	回分式活性汚泥法
漁⑤	宇久	平成6年3月31日	23年	0.9	36	回分式活性汚泥法
漁⑥	加尾・西小川	平成6年3月31日	23年	5.1	176	回分式活性汚泥法
漁⑦	田鳥	平成9年3月27日 平成10年4月1日	20年	32.9	463.6	回分式活性汚泥法
漁⑧	仏谷	平成11年10月1日	18年	2	37.4	回分式活性汚泥法
合計	8 処理場			51.0	1,438.2	

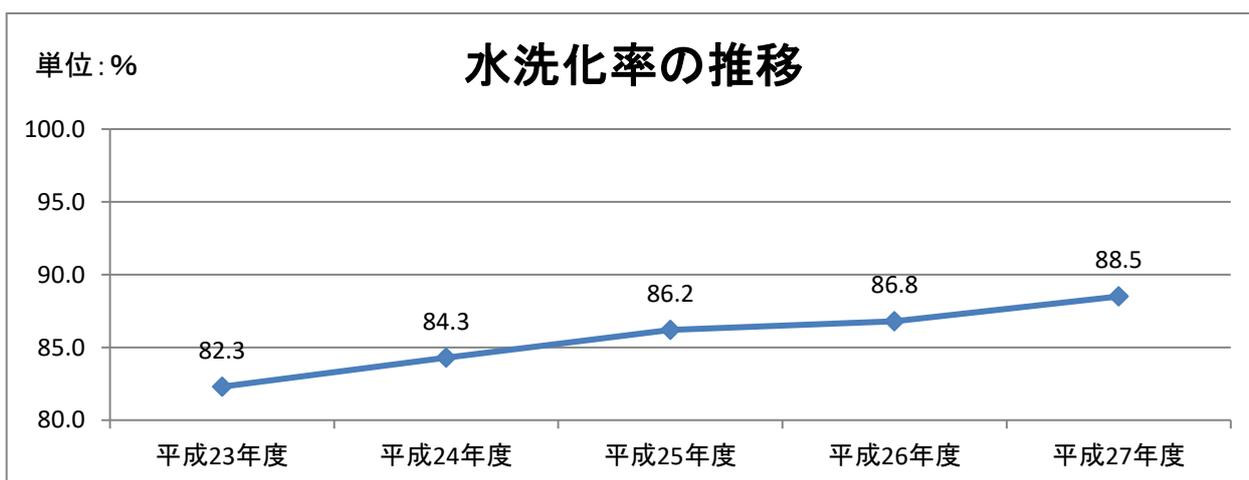
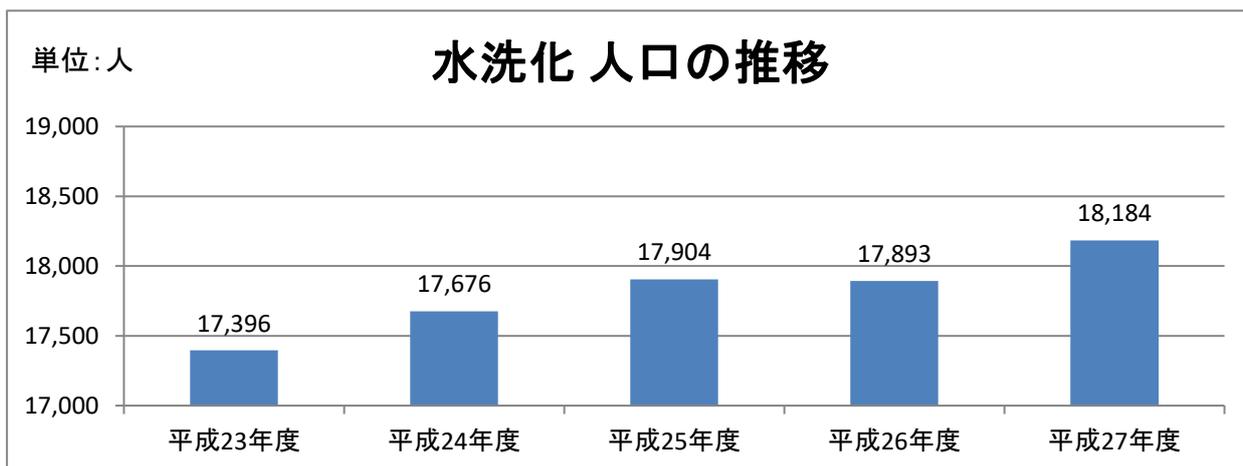
4.普及・水洗化の推移

◆公共下水道事業

年度	事業区域内 人口(人) ①	処理区域内 人口(人) ②	普及率 % ②/①	水洗化 人口(人) ③	水洗化率 % ③/②	備考
平成23年度	21,399	21,139	98.8	17,396	82.3	
平成24年度	21,175	20,979	99.1	17,676	84.3	
平成25年度	20,943	20,762	99.1	17,904	86.2	
平成26年度	20,782	20,605	99.1	17,893	86.8	
平成27年度	20,731	20,538	99.1	18,184	88.5	
平成37年度	-	-	-	-	91.7	目標値

*平成37年度の水洗化率(目標値)は、平成27年度末の水洗化率が90%未満の地区は90%を目標値に設定。

*90%を達成している地区は、過去3カ年間(H25~27)の増加率を適用した目標値を設定。



◆地区別の水洗化率(平成27年度末)

地区	処理区域内 人口(人) ①	水洗化 人口(人) ②	水洗化率 % ②/①	備考
小浜地区	4,192	3,880	92.6	
雲浜地区	4,908	4,571	93.1	
西津地区	3,223	2,811	87.2	
国富地区	209	188	90.0	丸山区・江古川区
今富地区	4,938	4,425	89.6	
遠敷地区	3,068	2,309	75.3	
合計	20,538	18,184	88.5	

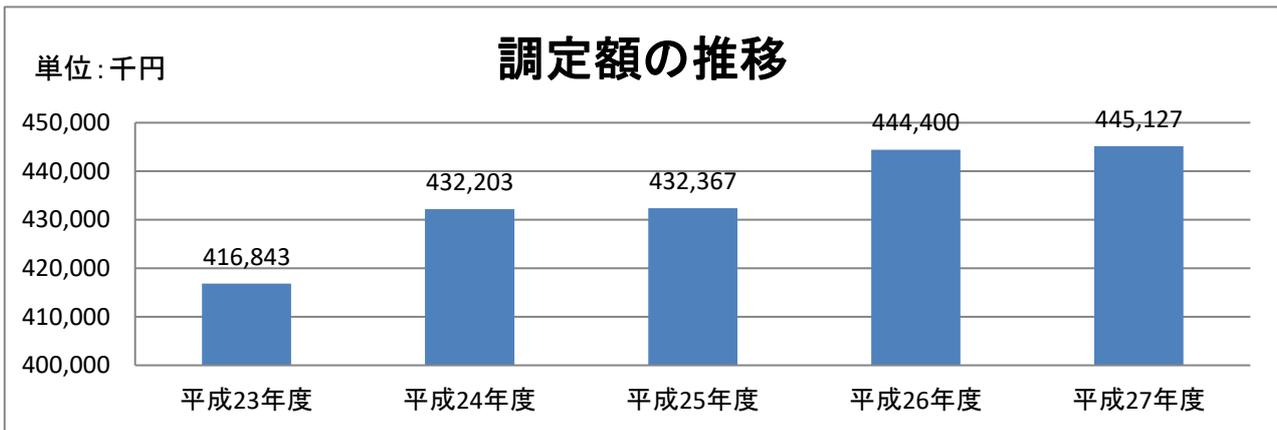
5. 調定額・収納額・収納率の推移(現年度)

◆公共下水道事業

年度	調定額 (千円) ①	収納額 (千円) ②	不納欠損額 (千円) ③	未納額 (千円) ①-②-③	収納率 (%) ②/①	備考
平成23年度	416,843	408,428	0	8,415	97.98	
平成24年度	432,203	423,235	0	8,968	97.93	
平成25年度	432,367	422,481	0	9,886	97.71	
平成26年度	444,400	434,270	0	10,130	97.72	
平成27年度	445,127	435,434	0	9,693	97.82	
平成28年度	-	-	-	-	98.12	目標値

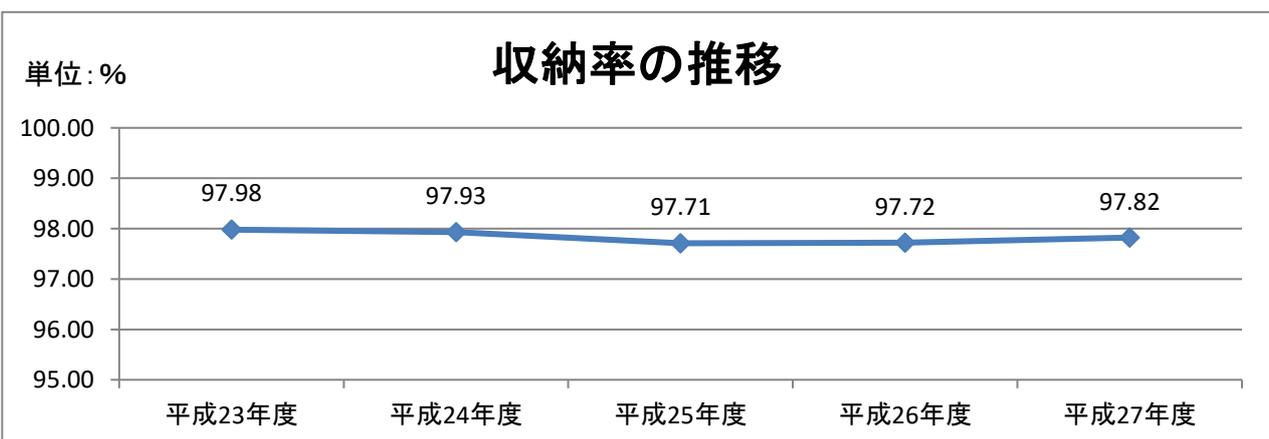
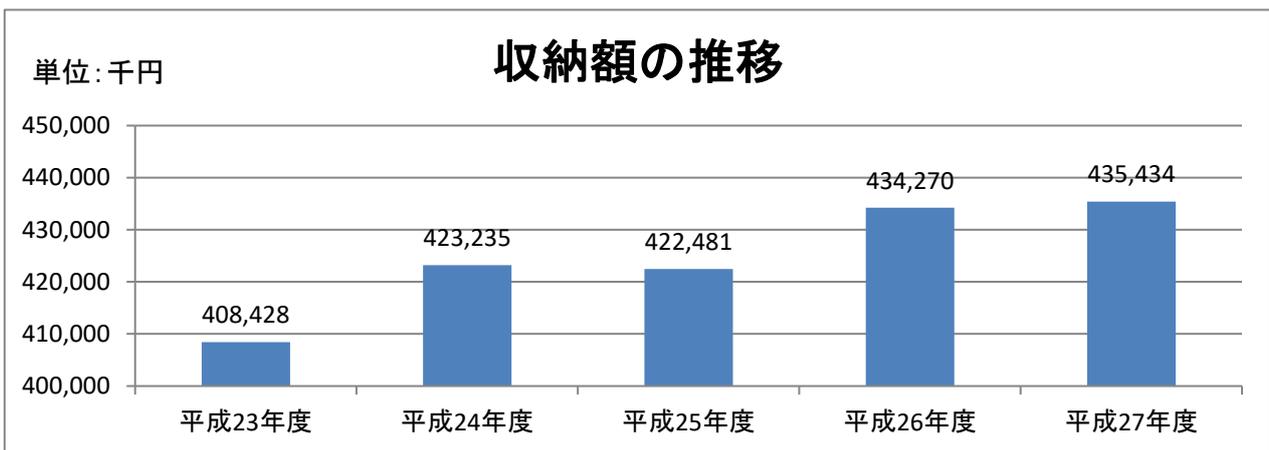
* 目標値は、委託業者の「未収金解消計画」に基づく。

* 前年度以上の収納率を目標として「未集金解消計画」を策定し、収納率向上に努める。



* 平成24年度調定額の増額に対する主な事由は、平成23年11月からの使用料改正に伴うもの。

* 平成26年度調定額の増額に対する主な事由は、消費税率の改正(5%→8%)に伴うもの。

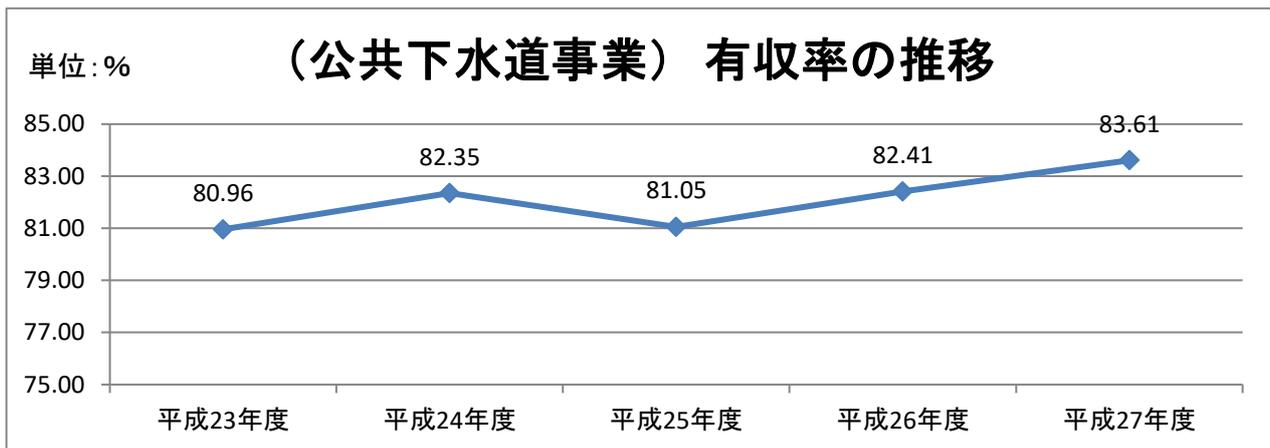


6. 有収率の推移

◆公共下水道事業

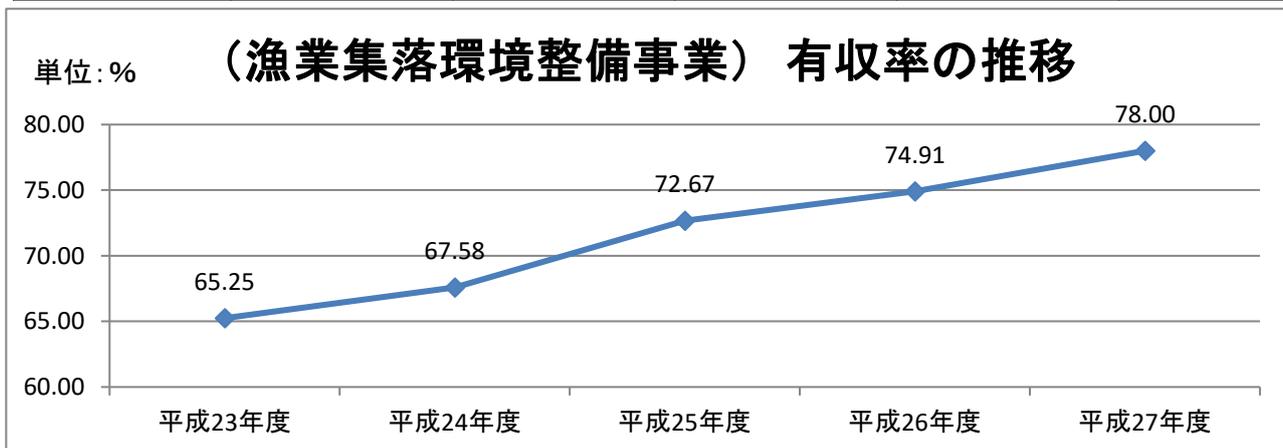
年度	① 流入水量 (m ³ /年)	② 有収水量 (m ³ /年)	③=①-② 不明水量 (m ³ /年)	④=②/① 有収率 (%)	備考
平成23年度	2,948,400	2,387,121	561,279	80.96	
平成24年度	2,868,664	2,362,234	506,430	82.35	
平成25年度	2,910,549	2,359,053	551,496	81.05	
平成26年度	2,859,076	2,356,272	502,804	82.41	
平成27年度	2,820,255	2,357,913	462,342	83.61	
平成32年度	-	-	-	88.10	目標値

*目標値は、第5次小浜市総合計画に基づく。



◆漁業集落環境整備事業

年度	① 流入水量 (m ³ /年)	② 有収水量 (m ³ /年)	③=①-② 不明水量 (m ³ /年)	④=②/① 有収率 (%)	備考
平成23年度	199,131	129,927	69,204	65.25	
平成24年度	190,418	128,686	61,732	67.58	
平成25年度	172,678	125,479	47,199	72.67	
平成26年度	165,289	123,825	41,464	74.91	
平成27年度	151,023	117,801	33,222	78.00	



*農業集落排水事業の使用料体系は、「人員割制」であるため算出ができない。

7.使用料の推移(一般家庭用)

◆公共下水道事業

A:当初

料金区分	排水量等	料金	単価適用年度	備考
基本料金	10 ^m までの分	1,200 円	平成3年度 ～ 平成11年度	
超過料金 (1 ^m につき)	10 ^m を超え30 ^m までの分	130 円		
	30 ^m を超え50 ^m までの分	140 円		
	50 ^m を超え100 ^m までの分	150 円		
	100 ^m を超える分	170 円		

B:第1回改正

料金区分	排水量等	料金	単価適用年度	備考
基本料金	8 ^m までの分	1,250 円	平成12年度 ～ 平成22年度	H12.11月請求 分より適用
超過料金 (1 ^m につき)	8 ^m を超え10 ^m までの分	25 円		
	10 ^m を超え30 ^m までの分	155 円		
	30 ^m を超え50 ^m までの分	165 円		
	50 ^m を超え100 ^m までの分	175 円		
	100 ^m を超える分	195 円		

*使用料全体増加率:約15%。

*基本料金の排水量等を10^mから8^mに改正。また、基本料金を50円増額改正。

*超過料金の排水量等に「8^mを超え10^mまでの分」を追加し、排水量等の区分を改正。

C:第2回改正

料金区分	排水量等	料金	単価適用年度	備考
基本料金	8 ^m までの分	1,250 円	平成23年度 ～ 平成27年度	H23.11月請求 分より適用
超過料金 (1 ^m につき)	8 ^m を超え10 ^m までの分	140 円		
	10 ^m を超え30 ^m までの分	165 円		
	30 ^m を超え50 ^m までの分	177 円		
	50 ^m を超え100 ^m までの分	188 円		
	100 ^m を超える分	210 円		

*使用料全体増加率:約9.6%。

*基本料金は据え置き。

*超過料金の排水量等「8^mを超え10^mまでの分」について、25円から140円に増額改正。

D:第3回改正

料金区分	排水量等	料金	単価適用年度	備考
基本料金	8 ^m までの分	1,350 円	平成28年度 ～	H28.11月請求 分より適用
超過料金 (1 ^m につき)	8 ^m を超え10 ^m までの分	160 円		
	10 ^m を超え30 ^m までの分	185 円		
	30 ^m を超え50 ^m までの分	200 円		
	50 ^m を超え100 ^m までの分	210 円		
	100 ^m を超える分	225 円		

*使用料全体増加率:約12%。

*基本料金を100円の増額改正。超過料金は排水量等の区分に応じて、約20円の増額改正。

一般的水量における使用料の推移(一般家庭)

単位:円(消費税抜き)

区分	月額使用料			月額増額分(B-A、C-B、D-C)		
	10 ^m	20 ^m	30 ^m	10 ^m	20 ^m	30 ^m
A:当初	1,200	2,500	3,800	-	-	-
B:第1回改正	1,300	2,850	4,400	100	350	600
C:第2回改正	1,530	3,180	4,830	230	330	430
D:第3回改正	1,670	3,520	5,370	140	340	540

8.起債償還額・残高の推移(公共下水道事業)

起債償還額(公共下水道事業)

区分	実績				
	H23	H24	H25	H26	H27
元金	771,119	813,651	879,243	918,864	951,061
利子	339,456	329,748	316,942	301,575	285,682
合計	1,110,575	1,143,399	1,196,185	1,220,439	1,236,743

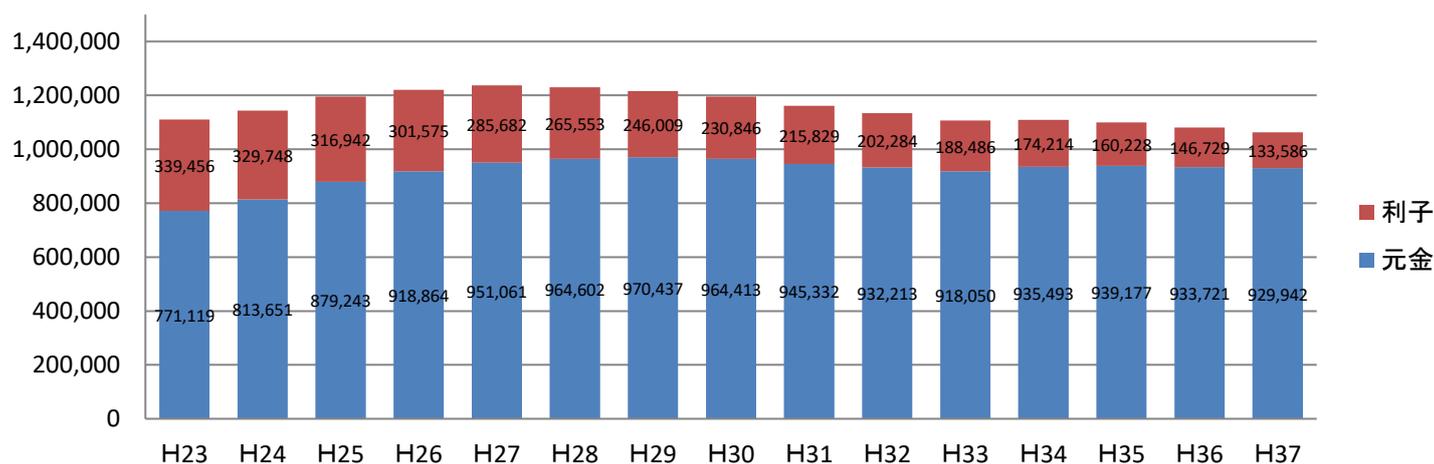
* 千円単位で四捨五入のため、端数ズレが生じる。

単位:千円

区分	見込									
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
元金	964,602	970,437	964,413	945,332	932,213	918,050	935,493	939,177	933,721	929,942
利子	265,553	246,009	230,846	215,829	202,284	188,486	174,214	160,228	146,729	133,586
合計	1,230,155	1,216,446	1,195,259	1,161,161	1,134,497	1,106,536	1,109,706	1,099,405	1,080,450	1,063,527

単位:千円

起債償還額(公共下水道事業)



起債残高(公共下水道事業)

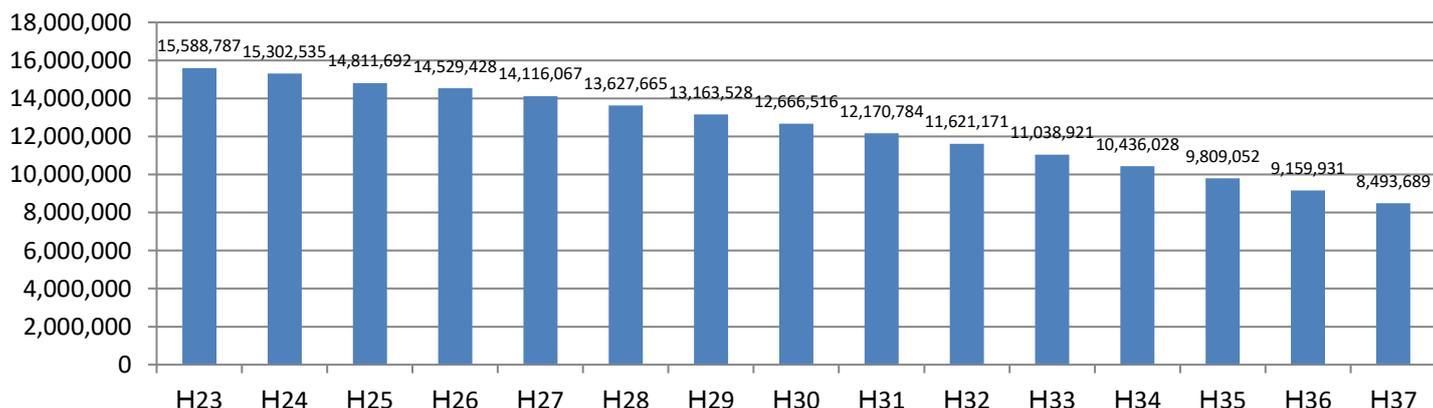
区分	実績				
	H23	H24	H25	H26	H27
残高	15,588,787	15,302,535	14,811,692	14,529,428	14,116,067

単位:千円

区分	見込									
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
残高	13,627,665	13,163,528	12,666,516	12,170,784	11,621,171	11,038,921	10,436,028	9,809,052	9,159,931	8,493,689

単位:千円

起債残高(公共下水道事業)



9.事業概要

(1)事業の現況

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年3月 (26年【平成29年3月】)	法適(全部・一部適用) 非適の区分	法非適用 (平成32年4月法適用予定)
処理区域内 人口密度	29.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1		
処理場数	処理場:1(小浜浄化センター)・中継ポンプ場:2(北部、東部中継ポンプ場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	-		

* 広域化……一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合・流域下水道への接続。

* 共同化……複数の自治体で共同して使用する施設の建設、整備および事務の一部を共同して管理・執行すること。

* 最適化……他の事業との統廃合。施設の統廃合等を実施すること。

②使用料

一般污水 使用料体系の 概要	使用料体系:水量制、「基本料金+累進使用料制」、月額徴収		
	料金区分	排水量等	料金
	基本料金	8m ³ までの分	1,350 円
	超過料金 (1m ³ につき)	8m ³ を超え10m ³ までの分	160 円
		10m ³ を超え30m ³ までの分	185 円
		30m ³ を超え50m ³ までの分	200 円
		50m ³ を超え100m ³ までの分	210 円
	100m ³ を超える分	225 円	
		左記使用料 改正適用年度 平成28年度 (H28.11月 請求分より 適用)	
公衆浴場污水 使用料体系の 概要	使用料体系:水量制、「基本料金+累進使用料制」、月額徴収		
	料金区分	排水量等	料金
	基本料金	8m ³ までの分	1,350 円
	超過料金 (1m ³ につき)	8m ³ を超え10m ³ までの分	160 円
		10m ³ を超える分	80 円
		左記使用料 改正年度 同上	
条例上の使用料 (20m ³ 当月額) 《一般家庭》	平成25年度	3,339 円	消費税率:5%
	平成26年度	3,434 円	消費税率:8%
	平成27年度	3,434 円	消費税率:8%
	平成28年度	3,801 円	改正単価記載。消費税率:8%
実質的な使用料 (20m ³ 当月額) 《料金収入合計/有収水量》	平成25年度	3,600 円	決算統計より
	平成26年度	3,720 円	決算統計より
	平成27年度	3,720 円	決算統計より

③組織

職員数	平成28年度 上下水道課 15名 内訳 公共下水道関係 7名 集落排水関係 2名 水道関係 6名																				
事業運営組織	<p>平成14年度 水道部局と下水道部局の統合</p> <p>平成14年度 公共下水道事業と集落排水事業の運営組織の統合</p> <p>職員数 平成13年度 14名 (公共下水道事業のみ) ↓ (+15名) 平成14年度 29名 (上下水道部局の統合)</p> <p>内訳 公共下水道関係 14名 集落排水関係 3名 水道関係 12名</p> <p>平成27年度 上下水道業務の一部を包括的に民間委託実施</p> <p>職員数 平成26年度 19名 ↓ (△4名) 平成28年度 15名</p> <p>事業運営組織の推移(下水道関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>① 平成14年度</th> <th>② 平成26年度</th> <th>③ 平成28年度</th> <th>③-① 増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道関係</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>△7</td> </tr> <tr> <td>集落排水関係</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>△8</td> </tr> </tbody> </table>	項目	① 平成14年度	② 平成26年度	③ 平成28年度	③-① 増減	公共下水道関係	14	9	7	△7	集落排水関係	3	2	2	△1	合計	17	11	9	△8
項目	① 平成14年度	② 平成26年度	③ 平成28年度	③-① 増減																	
公共下水道関係	14	9	7	△7																	
集落排水関係	3	2	2	△1																	
合計	17	11	9	△8																	

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託	平成27年度 上下水道業務の一部を実施 主な委託業務 ・ 窓口・受付業務 ・ 検針業務 ・ 料金賦課および収納業務
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	-
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	-

*エネルギー利用…下水汚泥・熱等、事業実施に伴い生じる資源・資産を用いた収入増につながる取組。

*土地・施設等利用…土地、建物等、事業実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取組。(単純な売却は除く)

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別添 経営比較分析表のとおり
概要
【経営の健全性・効率性】
<ul style="list-style-type: none">・地方債残高が高い水準であり、償還費用が大きな負担となっている状況。・地方債償還金が高額であるため、汚水処理原価を押し上げ経費回収率が低い。・汚水処理原価の内訳は、維持管理費:36.3%、地方債償還金:63.7%。(H25)・類似団体の汚水処理原価の内訳の平均は、維持管理費:47.2%、地方債償還金:52.8%。(H25)・経費回収率は、わずかに改善傾向にあるものの類似団体の平均には及ばない。・収益的収支比率は100%に遠く及ばず、総収益の約48%を一般会計繰入金に依存。・地方債償還には、資本費平準化債の発行が必要。・施設利用率は約60%であるが、集落排水事業の一部統合を考慮すると適当。・水洗化率は、順調に上昇し類似団体の平均を上回っている。
【老朽化】
<ul style="list-style-type: none">・管渠の耐用年数は約50年であるため、更新時期は未到来。・処理場の機械・電気設備は更新時期を迎えるため、平成27年度から長寿命化計画の策定に着手。・計画的・効率的な維持管理に努める。
【総括】
<ul style="list-style-type: none">・経営健全化に向けては、地方債償還金が高額であることが最大の課題。・地方債償還金の短期間での削減は難しく、維持管理費の削減と使用料収入の増加を図る。・維持管理では、処理場の運転管理業務について包括的民間委託を検討。・使用料は、既に全国的にも高い水準である。・水洗化の普及促進に努め、有収水量の増加に取り組む。・不明水調査を継続し、有収率の向上に取り組む。・平成27年度より、収納等業務を民間委託しており、徴収率向上対策の強化を図る。・経営基盤の強化を図り、経営の健全化に努める。

10.経営の基本方針

本市の公共下水道事業は市民の環境衛生の向上に寄与し、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠かすことのできない根幹的事業として、昭和58年度に国の事業認可を受け工事に着手し、平成3年3月に小浜地区など一部の地域で供用開始を行いました。その後も、北部および東部中継ポンプ場を建設し、順調に工事を進捗させ、整備区域と供用開始区域の拡大に努めてきました。その結果、平成27年度末において、認可面積の748haに対して、既に整備された面積が約709haに達し、整備率は94.8%になります。また、人口普及率は99.1%、水洗化率は88.5%となります。今後の事業は、未着工区域の早期整備と更なる水洗化促進の普及活動に努めていく必要があります。

少子高齢化や人口減少の進行、節水意識の向上や節水機器の普及等、産業・社会構造の変化により水需要が減少していくため、使用料収入は減少していくことが予測されます。一方、集中的に整備を進めてきた施設・設備の老朽化が急速に進むことから、多額の維持管理費が必要となるなど、今後の公共下水道事業を取り巻く経営環境は、大変厳しくなることが想定されます。

このような状況の中で、下水道（公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落環境整備事業）が市民生活に身近で欠かすことのできないライフラインとして、将来にわたり「安定・継続した下水道サービスを提供する」ことを経営の基本方針として経営戦略を策定します。この基本方針の実施および達成に向けた事業の方向性を示す目標を掲げ、これまで下水道が果たしてきた役割を着実に継続することに加え、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図っていきます。

11.投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画のとおり（P17・18）

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資について（主に資本的支出について）

本市の平成27年度末の公共下水道整備状況は、認可面積である748haに対して、既に整備された面積が約709haに達し、整備率は94.8%になります。概ね整備が完了していますが、今後も100%の普及拡大を目指し、整備未着工区域の早期整備を実施していきます。また、防災・浸水対策の一環として雨水渠整備工事も計画的に実施していきます。このような状況において、今後の投資内容は、汚水管渠の未整備区域の早期整備および雨水渠整備工事が主なものとなります。

一方、整備が完了した施設については、老朽化等に伴う修繕費の増加や耐用年数を迎えることに伴う更新が必要となります。施設・管渠等の調査に基づき、長寿命化によるライフサイクルコストの低減、安全性および機能の健全化に対する「ストックマネジメント計画」を策定し、計画的かつ適正に施設および管渠の維持管理や修繕、更新を実施していきます。

本収支計画のうち投資については、上記の内容を踏まえ、今後策定するストックマネジメント計画に沿いながら、施設の更新時期等の平準化に努め、建設改良に係る起債借入の抑制を図っていきます。

②収支計画のうち財源について（主に収益的収入について）

公共下水道事業は「地方財政法」上の公営企業として、「独立採算制」と「受益者負担」の経営原則に基づき、一般会計との間に適正な経費負担区分を前提に健全な経営を継続していかなければなりません。

事業経営に伴う経費の負担については、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、雨水処理に要する経費は公費（租税）で、汚水処理に要する経費は下水道使用者からの私費（使用料）で負担することとされています。

本市の公共下水道の使用料は、平成3年の供用開始以来、平成12年度、平成23年度に改正を行い、平成28年度においても、平成27年度に開催された「下水道使用料審議会」の答申内容に沿いながら健全経営を目指すため、使用料全体の約12%増加率の改正を行いました。今後も市民生活に直結する公共料金として、5年間程度の中期間で健全な管理運営および使用料の適正化についての審議を重ね、健全経営に努めていきます。

また、今後は下水道処理区域内においても人口減少、更に節水意識の向上や節水機器の普及等、産業・社会構造の変化により水需要の減少に伴う使用料収入の減少が予測されるため、使用料収入の確保のために次の3点の向上について努めていきます。

まず1点目が「水洗化率の向上」として、近年下水道整備が完了した地区をはじめ、他の地区においても処理区域内での未接続家屋に対して、早期水洗化の促進に努めていきます。同様に、浄化槽からの切り替え工事も強く推進していきます。

2点目に「収納率の向上」として、督促状や催告書による早期の滞納対策、従来からの臨戸徴収や電話による催告はもとより、税務部門や水道部門との連携強化を図っていきます。また、平成29年度より「コンビニ収納サービス」を導入し、使用者の利便性の向上を図ると共に納付意識の高揚を促していきます。

3点目に「有収率の向上」として、不明水が流入しやすい箇所周辺の不明水調査を重点的に行い、処理施設への不明水を排除することにより処理水量の減少を図り、維持管理費の削減に努めていきます。

本市の公共下水道事業の整備には多額の起債が必要となりました。その大きな理由として2点が上げられます。

1点目が、下水道の早期整備に対する期待が大きく、日本の社会情勢が好景気で償還利率の高い昭和末期から平成初期に集中的に短期間で工事を施工したことです。

2点目が、自然豊かな本市の地形的条件として、地下水位が高く難工事が多くなったことにより、工事費自体が高額となったことです。

今後の起債償還額については、平成27年度が元利償還のピークであったため、徐々に減少していく見込みとなっています。また、建設工事が概ね完了したことにより、近年は事業規模が比較的小規模となってきており、起債借入も減少していることから、起債残高の縮減が見込まれます。

一般会計からの繰入金については、総務省が定める基準に基づく繰入金の他に、基準外繰入金等を補填して事業経営を行っています。起債償還の財源に対しては、使用料と基準に基づく一般会計繰入金および資本費平準化債により負担の平準化を図っていきますが、それだけでは起債償還額に及ばないことから基準外繰入金に頼らなければならない状況です。今後は、起債償還額のピークが過ぎていることから、公営企業としての「独立採算制」と「受益者負担」の経営原則に鑑み、極力、一般会計からの基準外繰入金に頼ることのないように健全経営に努めていきます。

③収支計画のうち投資以外の経費について（主に収益的支出について）

平成27年9月から水道および下水道業務の一部である、「窓口、検針、収納業務」などを包括的に民間委託することにより、市民サービスの向上を目指すと共に、効率的な事業運営や経費の縮減を図っています。収納率の向上については、水道部門との連携強化により徐々に効果が見え始めてきたことから、今後も民間活力の活用に努めていきます。同様に、小浜浄化センターをはじめとする各集落排水施設を含め、施設の運転や保守管理等についても、包括的民間委託を視野に入れ、更なる民間事業者の創意工夫を活かし競争原理を働かせ事業の効率化・維持管理費の縮減を目指していきます。

職員給与となる人件費については、「第5次行財政改革大綱」および「本市行政経営プラン」に基づき、限られた行政経営資源を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮できるように努めていきます。

また、各下水道事業における起債借入に対する利子償還額が高額となっています。平成19年度から24年度に実施された地方債利息相当額に対する補償金を免除する「臨時特例措置」の再実施および要件拡大について、今後とも各種関係機関と連携強化を図り、要望を継続していきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映や検討予定の取組

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化 に関する事項	公共下水道に隣接している、農業集落排水処理区域(甲ヶ崎、国富、松永施設)の公共下水道への統合(最適化)を検討します。
投資の平準化 に関する事項	ストックマネジメント計画策定に伴い、施設・管渠等の更新および修繕を計画的に実施し、投資に係る費用について平準化に努めることを検討します。
民間活力の活用 に関する事項 (PPP/PFIなど)	-
その他の取組	-

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直し に関する事項	市民生活に直結する公共料金として、5年間程度の中期間で健全な管理運営および使用料の適正化についての審議会の開催を予定しています。
資産活用による収入増加 の取組について	-
その他の取組	水洗化率、収納率、有収率の向上に努めます。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託・指定管理者制度 PPP/PFIなど)	平成27年9月から水道および下水道業務の一部である、「窓口、検針、収納業務」などを包括的に民間委託を実施しました。 小浜浄化センターをはじめ、各集落排水施設に係る保守管理業務等についても、包括的民間委託を検討します。
職員給与に関する事項	「第5次行財政改革大綱」、「本市行政経営プラン」に基づき、最小の経費で最大の効果を目指します。
動力費に関する事項	消費電力量の少ない機器への更新によるコスト縮減を図ると共に、エネルギー賦課金減免制度等の活用を検討します。
薬品費に関する事項	包括的民間委託を検討する中で委託内容に含み、効率化とコスト縮減を図ります。また、費用対効果の高い薬品の導入を検討します。
修繕費に関する事項	包括的民間委託を検討する中で委託内容に含み、効率化とコスト縮減を図ります。
委託費に関する事項	包括的民間委託への移行で、民間業者の創意工夫を活かした事業の効率化による維持管理費の縮減を図ります。
その他の取組	平成32年4月からの地方公営企業法の適用に向け、平成28年度から法適化基本計画の策定に取り組み始めています。平成29年度から、基本計画に基づき「固定資産調査・評価」、「会計システム構築」などの業務に着手を予定しています。

12.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証更新等に関する事項	<p>本市の公共下水道事業は、平成27年度に使用料の審議会を開催し、地方財政法上の「公営企業」として、「独立採算制」と「受益者負担」の経営原則に鑑み、使用料全体の約12%の増加率として、平成28年11月請求分から改正単価を適用しました。今後も5年間程度の中期間で使用料の適正審議を実施する予定です。</p> <p>経営健全化については、経営状況や財政状況の明確化および透明性の向上を図り、より一層の経営の効率化、健全化を推進するために、国が強く推奨している地方公営企業法の適用を平成32年4月から予定しています。平成28年度からは基本計画の策定に取り組み始めており、平成29年度より固定資産調査・評価および公営企業会計システムの構築等の業務を実施するスケジュールです。</p> <p>施設の維持管理等については、ストックマネジメント計画を策定し、計画的かつ適正に実施すると共に、更新時期等の平準化に努めていきます。</p> <p>上記から推測できるように、「5年間程度による使用料適正審議会の開催」、「地方公営企業法適用事業者への移行」および「ストックマネジメント計画策定」などの準備中であり、長期的な経営予測をすることが非常に困難な中で、本経営戦略を策定しています。策定後も適宜モニタリングを実施し、中期間で見直しを行うと共に、PDCAサイクル(計画策定【Plan】・実施【Do】・検証【Check】・見直し【Action】)を働かせ適正かつ効率的な事業経営を目指すことが必要となります。</p>
--------------------	---

13. 【公共下水道事業】投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収益的収入	1	総 収 益 (A)	922,249	968,930	1,024,193	1,019,268	1,018,128	993,684	831,607	825,525	813,230	796,674	782,519	
	(1)	営 業 収 益 (B)	469,294	483,426	513,118	512,825	516,240	521,173	520,875	520,577	520,279	519,981	519,683	
		ア 料 金 収 入	438,801	451,484	481,176	480,883	484,298	489,231	488,933	488,635	488,337	488,039	487,741	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	30,493	31,942	31,942	31,942	31,942	31,942	31,942	31,942	31,942	31,942	31,942	
		(うち雨水処理負担金)	(24,747)	(26,196)	(26,196)	(26,196)	(26,196)	(26,196)	(26,196)	(26,196)	(26,196)	(26,196)	(26,196)	
	(2)	営 業 外 収 益	452,955	485,504	511,075	506,443	501,888	472,511	310,732	304,948	292,951	276,693	262,836	
		ア 他 会 計 繰 入 金	450,642	479,891	498,762	494,130	483,475	470,198	308,419	302,635	290,638	274,380	260,523	
		イ そ の 他	2,313	5,613	12,313	12,313	18,413	2,313	2,313	2,313	2,313	2,313	2,313	
	収益的支出	2	総 費 用 (D)	572,637	560,965	548,011	532,848	523,851	494,186	480,338	466,066	452,080	438,581	425,438
		(1)	営 業 費 用	286,839	295,112	301,802	301,802	307,922	291,802	291,802	291,802	291,802	291,802	291,802
			ア 職 員 給 与 費	17,269	17,269	17,269	17,269	17,269	17,269	17,269	17,269	17,269	17,269	17,269
			うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			イ そ の 他	269,570	277,843	284,533	284,533	290,653	274,533	274,533	274,533	274,533	274,533	274,533
(2)		営 業 外 費 用	285,798	265,853	246,209	231,046	215,929	202,384	188,536	174,264	160,278	146,779	133,636	
		ア 支 払 利 息	285,682	265,553	246,009	230,846	215,829	202,284	188,486	174,214	160,228	146,729	133,586	
		うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	116	300	200	200	100	100	50	50	50	50	50	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	349,612	407,965	476,182	486,420	494,277	499,498	351,269	359,459	361,150	358,093	357,081	
		収益的支出に充てた資本費平準化債	82,900	79,000	76,000	70,400	64,000	59,000	54,000	49,000	44,000	39,500	35,100	
3'		収 支 差 引 (E')	432,512	486,965	552,182	556,820	558,277	558,498	405,269	408,459	405,150	397,593	392,181	
資本的収入		1	資 本 的 収 入 (F)	664,388	689,662	677,530	676,668	714,023	671,004	564,988	576,400	577,799	576,081	576,859
		(1)	地 方 債	454,800	457,700	448,800	420,300	404,100	358,200	316,400	318,200	302,800	279,700	263,200
		うち資本費平準化債	341,000	329,000	325,000	309,000	274,000	244,000	217,000	220,000	207,000	187,000	173,000	
	(2)	他 会 計 補 助 金	146,155	172,361	167,690	194,568	224,323	244,504	192,188	201,800	218,599	239,981	257,259	
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	47,000	49,000	49,700	49,300	74,100	63,400	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	
	(6)	工 事 負 担 金	16,433	10,601	11,340	12,500	11,500	4,900	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
	(7)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資本的支出	2	資 本 的 支 出 (G)	1,114,184	1,131,819	1,135,810	1,120,528	1,150,447	1,109,028	1,072,965	1,090,408	1,094,092	1,088,636	1,084,857
		(1)	建 設 改 良 費	163,123	167,217	165,373	156,115	205,115	176,815	154,915	154,915	154,915	154,915	154,915
			うち職員給与費	38,915	38,915	38,915	38,915	38,915	38,915	38,915	38,915	38,915	38,915	38,915
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	951,061	964,602	970,437	964,413	945,332	932,213	918,050	935,493	939,177	933,721	929,942
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 449,796	△ 442,157	△ 458,280	△ 443,860	△ 436,424	△ 438,024	△ 507,977	△ 514,008	△ 516,293	△ 512,555	△ 507,998		

【公共下水道事業】投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 17,284	44,808	93,902	112,960	121,853	120,474	△ 102,708	△ 105,549	△ 111,143	△ 114,962	△ 115,817
積 立 金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	74,062	56,778	101,586	195,488	308,448	430,302	550,776	448,068	342,519	231,376	116,414
前年度繰上充用金	(M)											
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	56,778	101,586	195,488	308,448	430,302	550,776	448,068	342,519	231,376	116,414	597
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	300										
実 質 収 支	黒 字 (P)	56,478	101,586	195,488	308,448	430,302	550,776	448,068	342,519	231,376	116,414	597
(N)-(O)	赤 字 (Q)											
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$											
収 益 的 収 支 比 率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	60.5	63.5	67.4	68.1	69.3	69.7	59.5	58.9	58.5	58.1	57.7
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (R)	469,294	483,426	513,118	512,825	516,240	521,173	520,875	520,577	520,279	519,981	519,683
他 会 計 借 入 金 残 高	(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高	(T)	14,116,067	13,627,665	13,163,528	12,666,516	12,170,784	11,621,171	11,038,921	10,436,028	9,809,052	9,159,931	8,493,689

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 支 分		475,389	506,087	524,958	520,326	509,671	496,394	334,615	328,831	316,834	300,576	286,719
うち基準内繰入金		435,698	465,544	491,342	484,607	472,566	459,272	321,495	315,157	302,563	285,825	271,789
うち基準外繰入金		39,691	40,543	33,616	35,719	37,105	37,122	13,120	13,674	14,271	14,751	14,930
資 本 的 収 支 分		146,155	172,361	167,690	194,568	224,323	244,504	192,188	201,800	218,599	239,981	257,259
うち基準内繰入金		109,030	113,350	114,652	115,443	112,343	111,337	109,487	112,175	112,694	114,570	117,405
うち基準外繰入金		37,125	59,011	53,038	79,125	111,980	133,167	82,701	89,625	105,905	125,411	139,854
合 計		621,544	678,448	692,648	714,894	733,994	740,898	526,803	530,631	535,433	540,557	543,978

繰入金合計	621,544	678,448	692,648	714,894	733,994	740,898	526,803	530,631	535,433	540,557	543,978
資本費平準化債発行額	423,900	408,000	401,000	379,400	338,000	303,000	271,000	269,000	251,000	226,500	208,100

14. 経営比較分析表

福井県 小浜市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	67.65	82.41

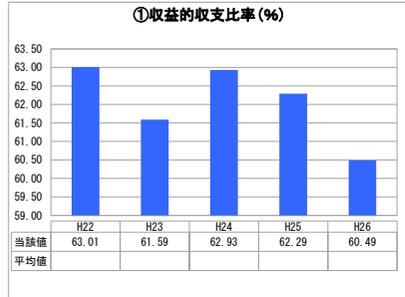
1か月20m³当たり家庭料金(円) 3,434

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
30,590	233.09	131.24
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
20,605	7.09	2,906.21

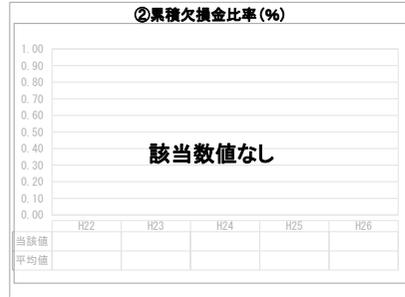
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

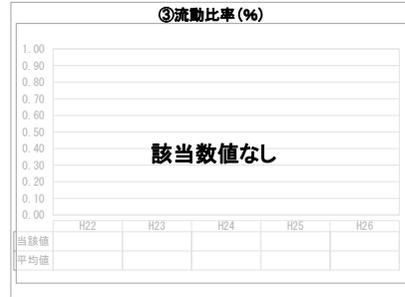
1. 経営の健全性・効率性



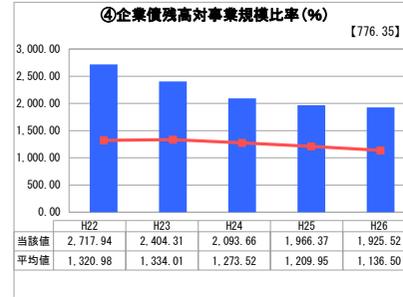
「単年度の収支」



「累積欠損」



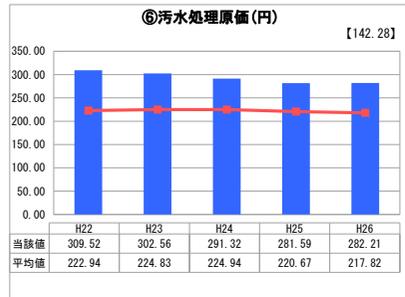
「支払能力」



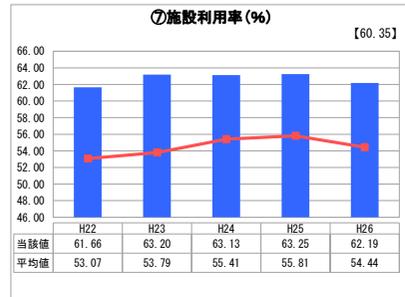
「債務残高」



「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本市の公共下水道事業においては、地方債残高が依然として高い水準にあり、この償還に要する費用が大きな負担となっている状況にある(④企業債残高対事業規模比率)。地方債償還金が汚水処理原価を押し上げるため、経費回収率が低くなり、経営の効率性を低下させているといえる。

⑥汚水処理原価は、類似団体と比べて高額となっている。汚水処理原価(平成25年度値)の内訳を見ると、類似団体平均は47.2%が維持管理費、52.8%が地方債償還金であるのに対し、本市では36.3%を維持管理費、63.7%を地方債償還金が占めている。地方債償還金が多額となった理由として、昭和末期から平成初期に集中的に実施した工事に多額の地方債を発行したことのほか、地理的要因として地下水位が高く難工事が多くなったため、工事費が高額となったことが挙げられる。

⑤経費回収率は、わずかに改善傾向にあるものの、類似団体平均以下の値で推移している。①収益的収支比率は、100%に遠く及ばない。総費用を使用料収入で賄うことができず、総収益の約48%を一般会計繰入金に依存し、地方債償還には資本費平準化債の発行が不可欠となっている。

⑦施設利用率は約60%で推移しているが、将来の集落排水区域からの一部統合を前提としていることから、施設の規模は適当と見ている。

⑧水洗化率については、汚水管の面整備が概ね完了した中、接続が順調になれば、平成24年度以降は類似団体平均を上回っている。

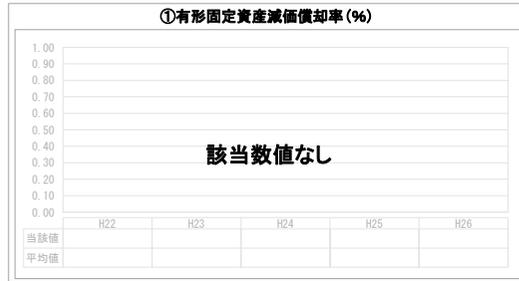
2. 老朽化の状況について

本市では昭和58年度に公共下水道事業に着手したのち、平成2年度から順次、供用を開始し、汚水管の面整備は概ね完了した。

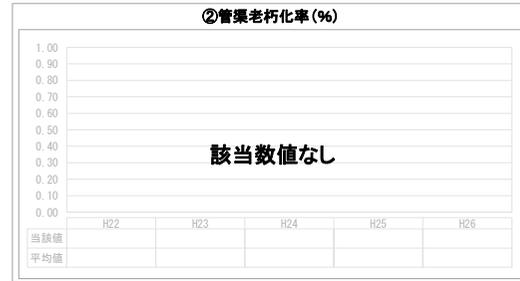
管渠の耐用年数は約50年で、更新時期はまだ到来しないため、③管渠改善率は0%となっている。一方で、処理場の機械・電気設備については更新時期を迎えることから、平成27年度から長寿命化計画の策定に取り組んでいる。平成28年度には機械・電気設備の長寿命化対策検討と沈砂池管理棟などの耐震診断を行う予定である。

今後は、更新時期を見据えながら、予防保全型の計画的な維持管理を実施するとともに、長寿命化対策を含めた効率的な維持管理に努める。

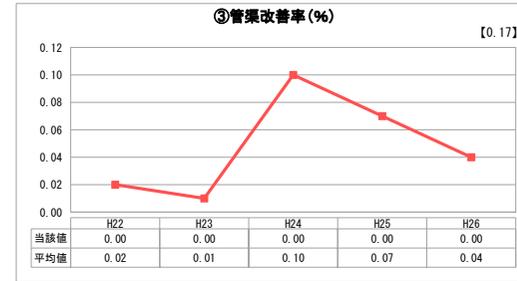
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

全体総括

経営の健全化のためには、地方債償還金の負担が最大の課題であるが、固定的に必要とされる費用であり、短期間での削減は難しいことから、維持管理費の削減と使用料収入の増加を図る必要がある。維持管理費については、処理場の運転管理業務に包括的民間委託の導入を検討するなど、徹底的な抑制に努める。

使用料は、既に全国的に見ても高い水準となっているが、今後は人口減少等による使用料収入の減少が見込まれるため、下水道への接続を促す啓発や不明水調査を実施するなど、有収水量を増加させる取組を継続していく。また、平成27年9月から収納等業務を民間に委託しており、徴収率向上対策の強化を図る。

将来にわたり安定したサービスを提供できるよう、収支の改善等を通じて経営基盤の強化を図り、経営の健全化に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

15. 小浜市 事業別下水道使用料 推移表(一般家庭用)

【単位:円、%】税抜き

区分	公共下水道	農業集落排水											漁業集落排水									
	上段:基本料金 下段:超過料金	上段:基本料金 下段:人員割料金 使用料(円/月)=基本料金+人員割料金×家族数											上段:基本料金 下段:超過料金(21㎡~) 使用料(円/月)=基本料金+超過料金×超過水量									
地域	小浜・雲浜・ 西津・国富の一部・ 遠敷・今富	太良庄	堅海	甲ヶ崎	宮川	国富	松永	谷田部	口名田	勢浜	加斗	中名田	阿納・犬熊	志積	矢代	泊	宇久	加尾・西小川	田鳥	仏谷		
供用開始年度	H3.3	S63.4	H元.4	H4.6	H6.8	H10.4	H10.5	H13.4	H14.10	H14.6	H14.12	H18.2	H元.4	H元.4	H2.4	H5.3	H6.3	H6.3	H9.3	H11.10		
S63		S63 1,800 300																				
H元			2,100																			
H2			350																			
H3			H3																			
H4	基本料金(10㎡)		2,700																			
H5	1,200	450																				
H6		H6	H6	H4	H6																	
H7	11~30㎡ 130	2,600	3,300	4,000	4,000																	
H8	31~50㎡ 140	350	500	500	500																	
H9	51~100㎡ 150																					
H10	101㎡~ 170																					
H11																						
H12																						
H13	基本料金(8㎡)				H11																	
H14	1,250				4,400																	
H15			H11		600	H10	H10															
H16	9~10㎡ 25		4,000			4,000	4,000															
H17	11~30㎡ 155		600			500	500															
H18	31~50㎡ 165								H14	H14	H14											
H19	51~100㎡ 175								4,400	4,400	4,400											
H20	101㎡~ 195								600	600	600											
H21																						
H22																						
H23	基本料金(8㎡) 1,250	H11	H22	H11	H17	H22	H22	H13														
H24	9~10㎡ 140	3,000	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400														
H25	11~30㎡ 165	390	950	550	950	800	600	600														
H26	31~50㎡ 177								H25	H25	H25											
H27	51~100㎡ 188								4,400	4,400	4,400											
H28	101㎡~ 210								800	800	800											
H29	H28.10月使用水量から適用																					
H29	基本料金(8㎡まで) 1,350																					
H29	9~10㎡ 160					H29.7月	H29.7月		H29.7月	H29.7月	H29.7月											
H29	11~30㎡ 185					4,400	4,400		4,400	4,400	4,400											
H29	31~50㎡ 200					950	800		950	950	950											
H29	51~100㎡ 210																					
H29	101㎡~ 225																					
地域	小浜・雲浜・ 西津・国富の一部・ 遠敷・今富	太良庄	堅海	甲ヶ崎	宮川	国富	松永	谷田部	口名田	勢浜	加斗	中名田	阿納・犬熊	志積	矢代	泊	宇久	加尾・西小川	田鳥	仏谷		

* 公共下水道使用料の新単価については、平成28年11月使用料(10月使用水量分)から適用。

* 農業集落排水事業使用料の新単価については、平成29年7月使用料から適用予定。

16. 総括

層の経営基盤の強化を図るため、経営戦略を策定しています。

策定している経営戦略は、現状と課題等の的確な把握を行ったうえで、「投資支出」と「財源収入」に基づく、平成28年度から平成37年度までの10年間の収支計画となります。収支計画では、投資以外の経費として効率化・経営健全化への取り組みを含めた、収支均衡を目指しています。

このような収支計画に基づく経営戦略の策定であるため、多種多様にわたる今後の取り組みなどについては、全体的な記載となります。

下水道が市民生活に必要なライフラインとして、将来にわたり安定・継続したサービス提供ができるように、市民の皆さまにわかりやすいガイドラインとして総括します。

基本方針 「安定・継続した下水道サービスを提供する」

目標… 基本方針の実施および達成に向けた事業の方向性を示す目標として4つの柱を掲げます。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①「清潔で快適な下水道」 | ②「安心・安全な下水道」 |
| ③「サービス向上と経営の透明化」 | ④「安定・合理化する事業経営」 |

取り組み… 事業の方向性を示す目標に対する、主な取り組み内容を挙げます。

①「清潔で快適な下水道」

主な取り組み	主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未着工区域の早期整備 	<p>公共下水道事業においては、小浜美郷小学校の開校に向けた汚水管渠整備をはじめ、その他の未着工区域の早期整備を実施します。平成27年度末の整備率である94.8%の更なる向上に努めます。</p> <p>集落排水事業(農業集落排水事業・漁業集落環境整備事業)においては、既に整備が完了しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化率の向上 	<p>下水道処理区域内での下水道未接続者や浄化槽設置者に対して、宅内排水設備工事の実施による水洗化促進に努めます。</p> <p>公共下水道事業においては、平成27年度末の90%に届いていない地域の水洗化率を90%に達するように努めていきます。</p> <p>集落排水事業における水洗化率は高水準ですが、更なる水洗化率向上に向け、鋭意努力をしていきます。</p> <p>合併浄化槽整備区域においても、普及促進に努めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水」環境の保全 	<p>本市が誇る「自然環境」や「歴史・食文化」の源となる「水」環境の保全に努めるため、次世代を担う子ども達を中心に、下水道の役割・大切さなどについてPRする普及啓発活動を行います。</p> <p>小・中学校を中心とした下水道いろいろコンクールの作品募集やマンホールふたデザインコンテストを実施します。また、浄化センター見学会や出前講座等を活用して、下水道に対する市民意識の醸成に努めます。</p>

②「安心・安全な下水道」

主な取り組み	主な内容
・ 雨水渠の整備	近年、局地的な大雨の発生頻度の増加や都市化の進展に伴う雨水流出量の増加により、道路冠水等の被害リスクが高まっています。これらの浸水被害を最小限とするため、今後も効率的な雨水渠の整備に取り組んでいきます。
・ 下水道BCP計画の策定	下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、地震等の災害時においてもその機能を維持することが必要です。今後、関係機関との連携を図り、下水道BCP(業務継続計画)の策定に取り組んでいきます。
・ 下水道施設の更新と耐震化	大規模な地震が発生しても下水道が果たすべき機能を維持するため、施設の老朽化対策と併せ、処理場・ポンプ場・管路施設の耐震診断を実施し、必要な整備や補強等を行い構造面での耐震性を確保していきます。

③「サービス向上と経営の透明化」

主な取り組み	主な内容
・ 地方公営企業法の適用	公共下水道事業については、平成32年4月からの法適用を目指し、平成28年度に「基本計画」の策定、平成29～31年度には、策定した基本計画に基づき、「固定資産調査・評価」、「会計システム構築」などの業務に着手をします。 集落排水事業についても、将来的に法適用を目指して検討していきます。
・ 包括的民間委託の拡大	平成27年9月から上下水道業務の一部である「窓口、検針、収納業務」などを包括的に民間委託を実施しています。 今後は、小浜浄化センターをはじめ、各集落排水施設に係る保守管理業務等についても、包括的民間委託の実施を検討していきます。
・ コンビニ収納サービスの導入	平成29年4月からコンビニ収納サービスを導入し、使用者の利便性の向上、納付方法の多様化を図り、納付意識の高揚を促進します。

④「安定・合理化する事業経営」

主な取り組み	主な内容
・ 収納率、有収率の向上	収納については民間委託を実施しており、委託業者の経験や豊富なノウハウを活用すると共に、水道部門や税務部門との連携強化にも努めていきます。 収納率は委託業者と協議の上、前年度以上を目標として、「未収金解消計画」を策定していきます。 また、有収率は、第5次小浜市総合計画に掲げた率を目標として、今後とも不明水調査を継続していきます。
・ 使用料の適正化	公共下水道事業においては、5年間程度の中期間で使用料の適正審議を実施します。 集落排水事業においては、使用料単価の統一や人員制から水量制への変更等を検討していきます。
・ 投資の平準化と起債借入の抑制	ストックマネジメント手法に基づく「修繕・更新等の計画」を順次策定していきます。策定した計画に基づき、施設の修繕・更新を適正に実施し、投資の平準化と起債借入の抑制に努めていきます。
・ 公共下水道への統合	公共下水道事業と隣接している農業集落排水事業の施設については、ストックマネジメント手法に基づく「最適整備構想」の策定の中で、統合を検討していきます。